

## 平成 29 年度第 3 回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時  
平成 29 年 11 月 17 日（金）午前 10 時～午前 11 時 30 分
- ◆ 開催場所  
練馬区役所 901 会議室（本庁舎 9 階）
- ◆ 出席者  
出席委員 4 名（会長 ほか 3 名）  
区側出席者 4 名（文化・生涯学習課長、ほか職員 3 名）
- ◆ 議事  
1 審議事項  
平成 29 年度登録文化財の答申案について
- ◆ 報告事項  
尾崎遺跡解説会  
ねりま郷土芸能フェスティバル
- ◆ 公開可否  
原則公開（傍聴人：0 人）
- ◆ 配布資料  
資料 1 平成 29 年度 練馬区文化財保護審議会答申案  
資料 2 練馬区文化財保護条例  
資料 3 練馬区文化財登録・指定基準  
その他 五十嵐家文書目録訂正分  
千川堤植櫻楓碑写真
- ◆ 事務局  
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係  
Tel 5984-2442

### 会議の要旨

- <会長> 開会の挨拶
- <事務局> 会議の成立について
- <会長>  
それでは、事務局より資料の説明をお願いします。
- <事務局>  
配布資料の説明  
答申案の鑑文の説明  
答申説明書（案）登録 1 「五十嵐家文書」についての説明
- <会長>  
ご意見・ご質問等ありますか。

<委員>

「5説明」の「(4)内容」のp3の下から3行目は「東京市民農会」となっていますが、目録では「東京市農会」とあり、どちらが正しいのでしょうか。

<事務局>

「東京市農会」が正しいのですが、説明書では「東京市民農園」のことを説明しており、「東京市民農園」に訂正します。

<会長>

「(3)五十嵐家について」は、五十嵐家が、下土支田村の村惣代、豊溪小学校の学校世話掛、校務委員、校務掛などを務めていたとも読み取れます。

<事務局>

これらの職に就いていたのは、五十嵐兵三郎です。

<会長>

となると、五十嵐家にはそういう職に就いていた五十嵐兵三郎がいたとか、記述を変えましょうか。

<委員>

ここでは、五十嵐家について記載する項目になっており、「(4)内容」のところで兵三郎が豊溪小学校の要職を務めたことがわかるように記されています。

<事務局>

文書類からは、五十嵐兵三郎しか履歴がわからないため、五十嵐家についての記載は、兵三郎に関する記述になっています。

<会長>

では、このままの記述にしましょう。

「(4)内容」について、ここに概要を記載した以外の資料もありますよね。

<委員>

その他の資料もあるということについては、「(4)内容」の3行目で、「東京市民農会など」という表現から読み取れます。

<事務局>

はい。その通りです。

<会長>

登録文化財の説明文は、いつもこれぐらいの詳しいものを記載していますか。

<事務局>

平成27年度から詳細を記載しています。

<会長>

区民には、どのような説明が伝わるのでしょうか。

<事務局>

答申説明書の内容は、議事録とともに、区のHPでの掲載と区民情報ひろばで公開をします。「ねりま区報」や「ねりまの文化財」などの刊行物では、一般向けの文章で紹介をしていきます。

<事務局>

答申(案)登録2「千川堤植櫻楓碑」についての説明

<会長>

ご意見・ご質問等ありますか。

<事務局>

事務局から訂正があります。「(8) 石工について」の下から2行目、御嶽神社の一山講記念碑の所在地は、「3-19-8」になっておりますが、神社境内にあるので「3-19」に訂正をお願いします。

<会長>

では、御嶽神社の所在地は「3-19」と訂正して下さい。

(8)の見出しは、「石工について」でいいでしょうか。文字を彫る人は彫師などと表現しますが。制作者という項目ではどうでしょうか。

<事務局>

碑文の裏面に「石工 内海秋次郎」と記載がありますので、そちらの表現を用いました。今回は、石碑の説明内容の項目なので「石工」としましたが、一般的な項目ということで表記するなら「制作者について」という項目がふさわしいと思います。どちらがよいでしょうか。

<会長>

ご意見ございますか。

<委員>

ここでは石工について、でよろしいと思います。

<委員>

「主に荒川で露出している石を切り出し」とありますが、一般的には、石工は石の切り出しまでは行わないと思います。普通は切り出し工がいるので、川から切り出して加工する一連の作業を石工がしていたとは考えづらいかもかもしれません。

<事務局>

聞き取りでの記録を掲載したため、詳細については伝聞となっております。

<文化・生涯学習課長>

聞き取り内容は、今後この石碑の石材の産地を特定する時に役立ち、明治から大正期頃の石の加工作業等についての記録としては残したい記述です。

<会長>

この石碑が荒川の石かどうかは特定できますか。

<事務局>

断定はできません。主に使用していた石材が荒川産というお話でした。

<事務局>

事務局からの意見で恐縮ですが、長野の八ヶ岳は安山岩の産地で、聞き取り内容にある諏訪で粘板岩が産出するかどうかについては、疑問が残っています。

<会長>

そうですか。では、内海秋次郎の略歴部分は残し、聞き取り内容については、答申文に含めないことにしましょう。

また、2段落目の「内海秋次郎制作による石造物は、区内寺社7か所に確認でき」とありますが、練馬区内以外にも残されていますか。

<事務局>

区外にもあります。

<会長>

では、「区内に確認できるものは」と記載した方が誤解ないかと思ます。

(8)の見出しは、「石工について」としてありますが、この内容は内海秋次郎の説明であるので、項目名も「石工内海秋次郎について」に変更してはどうでしょうか。

<事務局>

そのように変更します。

<会長>

では、事務局の方で、修正内容を読み上げていただけますか。

<事務局>

「(8) 石工について」は「(8) 石工内海秋次郎について」とし、第1段落目の1～2行目は「内海秋次郎は、明治29年(1896)、赤塚村に、内海石材工業(現板橋区赤塚新町3-16-18)を創業した。」とし、聞き取り箇所「当時の石造物～いたという。」の部分を削除します。2段落目の冒頭は「内海秋次郎制作による石造物のうち、区内に確認できるものは次の7基である。」とします。

<会長>

委員の皆様、ご意見ございますか。それでよろしいと思ます。

ちなみに登録になってから拓本を採る場合は、現状変更などが必要になりますか。

<事務局>

必要ありません。

<会長>

答申案の審議は以上になります。では次に、事務局から報告事項をお願いします。

<事務局>

尾崎遺跡解説会の報告

ねりま郷土芸能フェスティバルの報告

<会長>

事務局から事務連絡をお願いします。

<事務局>

次回の文化財保護審議会の日程について

<会長>

それでは、本日の審議会はこれにて閉会致します。